

## 答 申 書

### 1 審査会の結論

「ハートタウンはぼろ入店者使用料に関する協議録」について、羽幌町長（以下、「実施機関」という。）が平成 28 年 12 月 26 日付け羽総情号で行った公文書非公開決定（以下「本件決定」という。）は妥当であるが、別表に掲げる部分については公開すべきであったと判断する。

### 2 審査請求に至る経緯

#### (1) 公開請求

審査請求人は平成 28 年 12 月 15 日、羽幌町情報公開条例（以下「条例」という。）第 9 条に基づき、実施機関に対し、「ハートタウンはぼろ入店者使用料に関する協議録」について公文書の公開請求を行った。

#### (2) 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を特定した上で、条例第 10 条第 2 項に基づき、公開しない理由を付して、本件決定を行った。

#### (3) 審査請求

審査請求人は、平成 29 年 3 月 8 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条に基づき、審査請求を行った。

#### (4) 審査請求の対象となった公文書（以下、本件対象文書）

実施機関の弁明書からも本件決定における審査請求の対象となる文書は次のとおりである。

##### ①平成 28 年 11 月 14 日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」建物貸付料等の改定に係る文書の提出について】

##### ②平成 28 年 11 月 24 日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」建物貸付料協議に関する復命について】

##### ③平成 28 年 11 月 24 日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」施設共益費の改定協議について】

### 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

実施機関が本件対象文書を非公開とした理由について「入店者と協議中であることから、協議内容を公にすることにより、当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」とのことで非公開とされたが、非公開とすべき理由とはならないため、条例の適用を誤っていると考える。

#### 4 実施機関の説明要旨

実施機関における非公開理由の説明内容は、次のとおりである。

- (1) 今回の賃貸料等改定のような交渉に関する業務については、交渉当事者間以外には公表されないという双方の信頼関係を前提として、当事者間で行われるものであり、交渉中の事案について公開されることとなれば、交渉内容の重・軽に関わらず交渉の相手方との信頼関係が損なわれ、交渉が難航したり、交渉に応じなくなるなどして、交渉事務及び契約事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして、非公開とした。
- (2) 当初の公開請求時点では非公開としたが、弁明書を提出した平成 29 年 3 月 31 日時点では、入店者との交渉については完了しており、賃貸借契約等についても数日中に全件締結完了予定であることから、請求の対象となった公文書について、入店者等の経営状況など公開することにより当該入店者等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある部分等を除き公開できるとしている。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方について

条例は、「町民の知る権利として、町民が町の保有する公文書の公開を求める権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め共有することにより、町政に対する町民の信頼と理解を深め、町民の町政への参加を促進し、もって町と町民の協働による、公正でわかりやすいまちづくりの推進に資する」ことを目的として制定されたものであり、情報公開制度を通じて、町民が積極的に町政へ参加することを推進するとともに、町政に対する理解と信頼を深めることによって、開かれた町政の実現を目指すものである。

実施機関は、この目的に従い、現に保有する公文書の公開請求があった場合、当該公文書を原則として公開しなければならない。しかしながら、実施機関の保有する公文書の中には、公開することにより、個人のプライバシーを侵害し、町政の公正かつ適切な運営を妨げ、ひいては町民全体の利益を損なうような情報なども含まれているため、情報公開制度のもとにおいても、例外的に非公開とせざるを得ないものがある。この例外的に非公開とせざるを得ない情報を条例第 6 条第 1 項各号で個別具体的に定めているものである。

もとより、条例の解釈および運用に当たっては、原則公開の趣旨を踏まえつつ、非公開情報や不存在の該当性について、事案の内容に即し、個別のかつ適切に判断されなければならないことはいふまでもない。

##### (2) 争点

本件は「ハートタウンはぼろ入店者使用料に関する協議録」の公開請求に対し、実施機関が当該業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとし、羽幌町情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号に該当するとして非公開としたことが争点となっている。当審査会では非公開とした本件対象文書について、実施機関の判断が妥当であったかどうか審査を実施した。

### (3) 非公開決定事由の妥当性

#### ア 第6条第1項第5号について

本号は、実施機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う監査、検査、取締り、契約、交渉、争訟、試験、調査、研究、人事管理、公営企業の経営、その他実施機関の事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報を非公開情報として定めたものである。掲げられている「監査、検査、取締り、契約、交渉、争訟・・・」等は実施機関等に共通して見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的なものである。

①「契約」とは、相手方との意思表示の合致により法律行為を成立させることをいう。

「交渉」とは、当事者が、対等の立場において相互の利害関係事項に関し一定の結論を得るために協議、調整などの折衝を行うことをいう。

② 実施機関等が一方の当事者となる契約等においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

これらの契約等に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を事前に公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるおそれや、交渉の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報については、非開示とするものである。

#### イ 本件対象文書について

①平成28年11月14日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」建物貸付料等の改定に係る文書の提出について】

・①については、賃貸料改定に伴うテナント入店者への実施機関からの改定予定額、積算根拠等を示した起案文書となっており、交渉期間前・期間中にこれが開示されることにより、関係当事者間の信頼関係が損なわれたり、当該事務及び将来の同種の事務事業の円滑な遂行に支障が生ずると認められ、実施機関の判断は妥当である。

②平成28年11月24日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」建物貸付料協議に関する復命について】

③平成28年11月24日付け起案文書

【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」施設共益費の改定協議について】

・②、③については、①で起案した賃貸料改定に伴う実施機関からの改定予定額、積算根拠等をテナント入店者へ持参した復命の起案文書である。その主旨は、賃貸料改定に伴うテナント入店者への改定予定額、積算根拠等の申し入れの文書を持参した旨の復命であり、部分的には、担当者・交渉内容等の非公開情報はあるものの、文書全てを交渉に関する事務として非公開とするべくではなく、公開すべきであったと判断する。

## 6 結論

以上のとおりであるから、本審査請求に対して当審査会は、1の審査会の結論のとおり答申するものとする。

## 7 羽幌町情報公開・個人情報保護審査会委員

会 長 後藤 英文

職務代理者 品野 万亀弥

委 員 足達 由香、村上 隆宏、松森 二美子

### 別表

公開すべきと判断する文書	公開すべきと判断する理由
本件対象文書平成28年11月24日付け起案文書【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」建物貸付料協議に関する復命について】	文書の主旨がテナント入店者へ改定予定額、積算根拠等を付した申し入れの文書を持参した旨の復命であり、交渉内容とは言い難いため。
本件対象文書平成28年11月24日付け起案文書【商業複合施設「ハートタウンはぼろ」施設共益費の改定協議について】	文書の主旨がテナント入店者へ改定予定額、積算根拠等を付した申し入れの文書を持参した旨の復命である。 ※文書中、協議者の担当者名、内容の交渉部分については非公開。

### 答申に至る経過

年月日	経過
平成29年3月31日	諮問受理
平成29年4月27日	審議
平成29年6月9日	審議
平成29年7月25日	審査請求人からの意見陳述 審議
平成29年7月31日	答申